INFORMATION

住宅用火災警報器を設置しましょう！

今年の１月号広報でもお知らせしましたが、平成16年６月に消防法が変わり、滑川市火災予防条例ですべての住宅に火災警報器を設置することが義務付けられました。

新築　平成18年6月1日から
既存　平成20年6月1日から
（平成20年5月31日までに設置しなければいけません。）

悪質な訪問販売にご注意を！

住宅用火災警報器などの設置義務化を契機に、悪質な訪問販売が予想されますので十分ご注意ください。

いりません！

消防職員が住宅用火災警報器を販売したり、消防署が業者に販売を委託することはありません。

怪しいと感じたときは「いりません」とはっきりと断りましょう！

どこで買えばいいの？

住宅用火災警報器は、防災設備取扱店、電気店、ホームセンターなどでも取り扱っていて、自分で取り付けることができます。住宅を新築する場合やリフォームする場合は、住宅メーカーや工務店などにご相談ください。価格は機能などにより異なり、１個当たり5,000円～10,000円程度です。

なお、住宅用火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。購入の目安として、右のようなNSマークが付いているものを選びましょう。

問合せ先　市消防本部警防課消防担当（☎476－0180）

7月から国民年金保険料納付の多段階免除制度が始まります

これまでの全額免除・半額免除に加え、４分の１免除・４分の３免除の制度が始まります。
きめ細かな所得基準を導入し、より納付しやすい仕組みとなります。

＜多段階免除導入後の所得基準額など＞

免除区分	承認期間中の保険料月額	所得基準額（単身者の場合）	将来の年金額（国庫負担現行３分の１）
免除なし（全額納付）	13,860円	158万円超	満　額
４分の１免除（４分の３納付）	10,400円	158万円＋各種必要経費控除以下	承認期間は６分の５の金額が反映
半額免除（４分の２納付）	6,930円	118万円＋各種必要経費控除以下	承認期間は３分の２の金額が反映
４分の３免除（４分の１納付）	3,470円	78万円＋各種必要経費控除以下	承認期間は２分の１の金額が反映
全額免除	0円	57万円以下	承認期間は３分の１の金額が反映

※「４分の１免除」「半額免除」「４分の３免除」の承認を受けた場合、承認期間中の保険料を納付しないと未納期間となります。

問合せ先　魚津社会保険事務所（☎0765－24－1494）　市民課年金担当（内線314）

くらしの情報

消防本部より（☎475－0180）

消防防災ヘリ・救急連携訓練

とき　6月27日(火)　午前9時30分～11時（予備日6月29日(木)）
ところ　滑川運動公園駐車場付近一帯
内容　消防防災ヘリと救急車による連携訓練を実施します。見学にいらしてください。

夏季消防総合訓練

とき　7月2日(日)午前5時～
ところ　柳原地内（JAアルプス付近一帯）
午前5時、市内全域にサイレンが鳴ります。訓練では消防車・救急車がサイレンを鳴らして走行します。火災や事故と間違えないようご注意ください。

危険物取扱者保安講習会（法定講習）のご案内

富山会場
とき　7月12日(水)・13日(木)
ところ　富山市消防局
受付期間　6月9日(金)～22日(木)

黒部会場
とき　7月20日(木)
ところ　黒部市民会館
受付期間　6月16日(金)～28日(水)
対象者　危険物の取り扱いに従事している危険物取扱者
▼問合せ先　市消防本部予防課危険物担当

忘れないで！児童手当の現況届

児童手当の現況届は、児童の養育状況や前年の所得などを確認するための届出です。
この届出をしないと、児童手当を受ける資格があっても手当が受けられなくなることがありますので、必ず6月中に手続きしてください。
なお、現在児童手当を受けている方へは、個別に現況届の案内を発送しますが、手当を受けているにもかかわらず案内が届いていない方、児童手当の未申請の方はお問い合わせください。
公務員の方は勤務先へ届出してください。
▼問合せ先　福祉課児童福祉担当（内線335）

義肢・装具の相談会

身体障がい者の方で、義肢や装具（車いすなど）の調子が悪い方や新しく作りたい方の相談を無料で受け付けます。相談を希望される方は、予約をお願いします。
※希望者がいない場合は中止になりますので、希望者は必ずご連絡ください。
とき　6月30日(金)　午後1時30分～3時
ところ　市社会福祉センター
派遣医師　西能病院整形外科　浅野　裕さん
申込期限　6月20日(火)まで
▼申込み・問合せ先　福祉課社会福祉担当（内線332）

内閣総理大臣名の書状を贈呈します

先の大戦において、外地等（事変地の区域または戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者は除く）に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。
なお、請求用紙は市役所福祉課の窓口（⑨番）に用意してあります。
請求期限　平成19年3月31日まで
▼問合せ先　総務省大臣官房管理室業務担当
☎03－5253－5182
FAX03－5253－5190

石井知事のタウンミーティング 滑川会場開催
－明日の富山県を語ろう－

皆さんのご意見を石井知事が直接お聴きし、今後の県政運営に活かします。多数の参加をお待ちしています。

とき　7月30日(日)　14:00～16:00
ところ　西地区コミュニティホール
定　員　200人
※入場無料で、事前申込は要りません。ただし、収容人数の関係上入場をお断りする場合があります。
意見募集　知事への意見を事前に募集しています。7月21日(金)までに手紙、はがき、FAX、インターネットでお送りください。
〒939-8501　県庁広報課
「元気とやま目安箱（知事への意見・提言）」係　宛
FAX 444－3478
http://www.pref.toyama.jp/tiji-form.html
問合せ先　県庁広報課（☎444－8909）